

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 部門連携連絡会 運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下、「連合会」という）の定款に基づき、連合会に所属するワーカーズ・コレクティブ（以下、W. Co とする）の横の連携を強め、運動と事業の発展を図るために設置された部門連携連絡会に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 部門連携連絡会 と称する。

(部門連携連絡会の目的)

第3条 業種ごとの課題について共有し、横の連携を強め対策に向けて検討する。

2. 部門間の交流、人材交流等をすすめる、共育の機能を発揮する。
3. 部門間の横の連携を強めて、W. Co の社会化を進め、W. Co の運動と事業の発展を目指す。

(メンバーの構成)

第4条 メンバーは、各業種区分選出理事、各部門選出運営委員と、全体区分選出理事から2名以上5名以内とする。

(会議の開催)

第5条 本会は連合会理事会で選出した担当理事が招集し、以下のように開催する。

- 1) 部門連携連絡会の開催は、連合会の毎年の方針に従う。
- 2) 連合会理事会が必要と認めたとき。

(事務局)

第6条 本会は事務局を置くことができる。

(要綱の改廃)

第7条 本運営要綱の改廃は連合会理事会で行う。

附則

この運営要綱は2019年5月23日より施行する。

2019年4月23日 制定